

個人住民税関係の非課税等特別措置による減収額（4,110億円）の内訳（平成12年度ベース）

(単位：億円)

生・損保控除 (25.8%) 1,060	老人マル優等 (53.3%) 2,190	青色申告 特別控除 (9.5%) 390	その他 (11.4%) 470
	老人マル優 2,160 財形貯蓄 30		

## 利子・配当等課税制度の概要

区分		概要	
		所得税	住民税
利子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配当	株 1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	式 発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	等 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
	証券投資信託(公募)の収益の分配	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
譲渡・一時・雑		源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
金融類似商品	金融類似商品	利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		
割引債の償還差益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄(投資)口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のものに限る。)をいう。

## 株式等譲渡益課税制度の概要

区分	概要
上場株式等 〔・上場株式 ・店頭登録株式等〕	<p>次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択</p> <p>① 申告分離課税 譲渡益 × 20% (住民税を含め 26%) (注) 公開前から 3 年超保有していた株式を公開後 1 年以内に売却した場合 : 譲渡益の 2 分の 1 に対して課税 (実質 13%) (いわゆる創業者利益に対する優遇措置)</p> <p>② 源泉分離課税 → <u>13.3.31をもって廃止</u> 譲渡代金 × 5.25% (転換社債は 2.5%、信用取引はその差益) を所得とみなし、20% 源泉徴収で課税 (住民税非課税)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <math display="block">\begin{aligned} \text{所得} &amp;= \text{譲渡代金} \times 5.25\% \\ \text{税額} &amp;= \text{所得} \times 20\% \\ &amp;= (\text{譲渡代金} \times 5.25\%) \times 20\% \\ &amp;= \boxed{\text{譲渡代金} \times 1.05\%} \end{aligned}</math> </div>
その他の株式等	申告分離課税 (上記①)

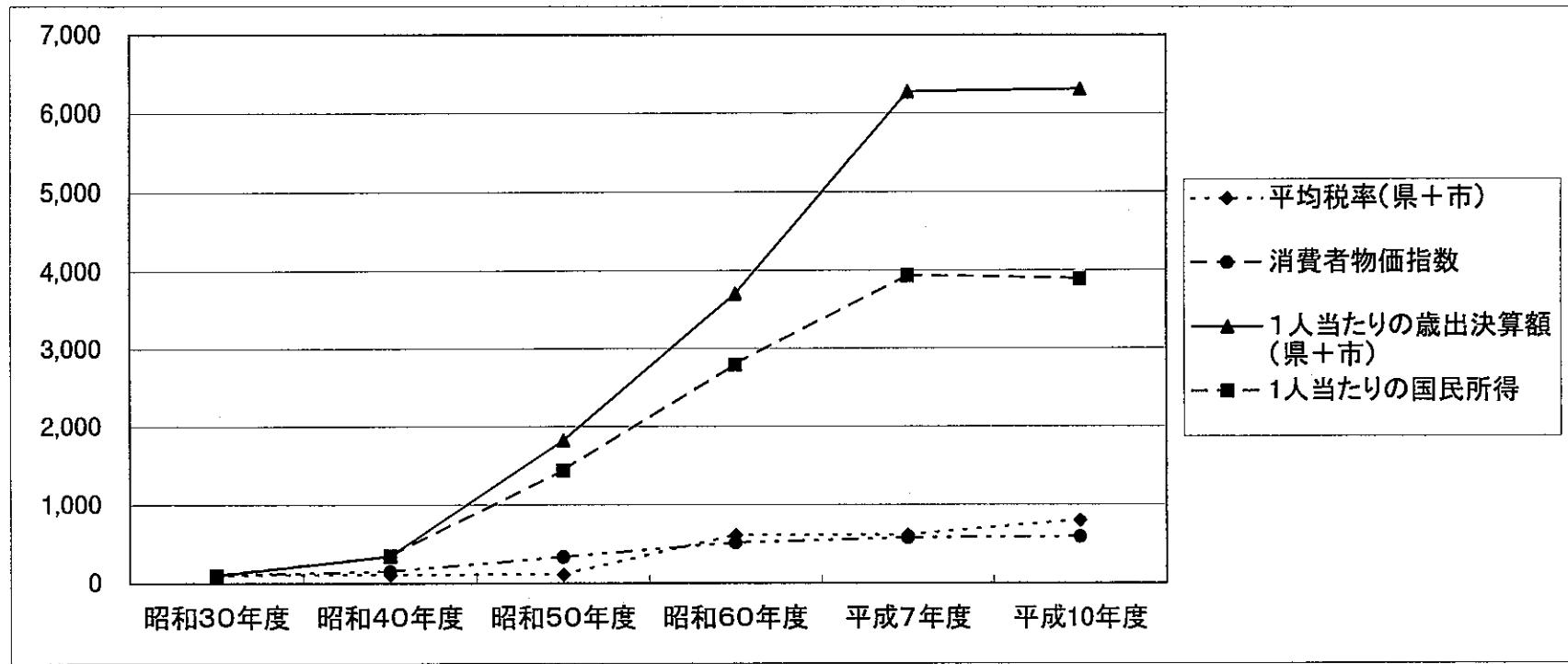
## 個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移

区分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度
市 町 村 民 税	①人口50万 以上の市	年額 800円	年額 700円	年額 600円	年額 1,700円	年額 2,000円	年額 2,500円	年額 3,000円
		年額 600円	年額 500円	年額 400円	年額 1,200円	年額 1,500円	年額 2,000円	年額 2,500円
	③その他の市 及び町村	年額 400円	年額 300円	年額 200円	年額 700円	年額 1,000円	年額 1,500円	年額 2,000円
道府県民税（標準税率）		—	—	年額 100円	年額 300円	年額 500円	年額 700円	年額 1,000円

個人 住 民 税 收 入 額 (億 円)	道府県民税 A	—	—	125	8,599	14,146	21,002	26,095
	市町村民税 B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075
	計 C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170
うち 均 等 割	道府県民税 D	—	—	19	98	174	266	456
	市町村民税 E	85	83	70	383	529	749	1,143
	計 F	85	83	89	481	703	1,015	1,599
D/A		—	—	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7
E/B		18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8
F/C		18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8

\* 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額によりあん分した数値による。

## 均等割の平均税率等の推移(昭和30年度=100)



	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成10年度
平均税率 (県+市)(円)	439 (100)	466 (106)	487 (111)	2,689 (613)	2,709 (617)	3,511 (800)
消費者物価指数	100.0	147.4	332.9	513.9	577.5	591.3
1人当たりの歳出決算額 (県+市)(円)	12,652 (100)	43,877 (347)	231,228 (1,828)	469,082 (3,708)	793,744 (6,274)	797,954 (6,307)
1人当たりの国民所得(円)	77,605 (100)	269,659 (347)	1,117,548 (1,440)	2,168,845 (2,795)	3,054,134 (3,935)	3,020,187 (3,892)

注1 市町村の平均税率は、「市町村税課税状況の調」による均等割額を納稅義務者数で除したものであり、道府県民税の平均税率は、標準税率である。ただし、昭和30年度については均等割収入額を納稅義務者数(地方財政計画による)で除したものである。

2 消費者物価指数は、持家の帰属家賃を除く総合指数であり、平成7年を100としたときの値による。

3 1人当たりの歳出決算額は、各会計相互間及び地方公共団体相互間における重複部分を控除した額を住民基本台帳人口で除したものである。

4 1人当たりの国民所得は、「国民経済計算(新SNA、平成2年基準)」による国民所得を住民基本台帳人口で除したものである。

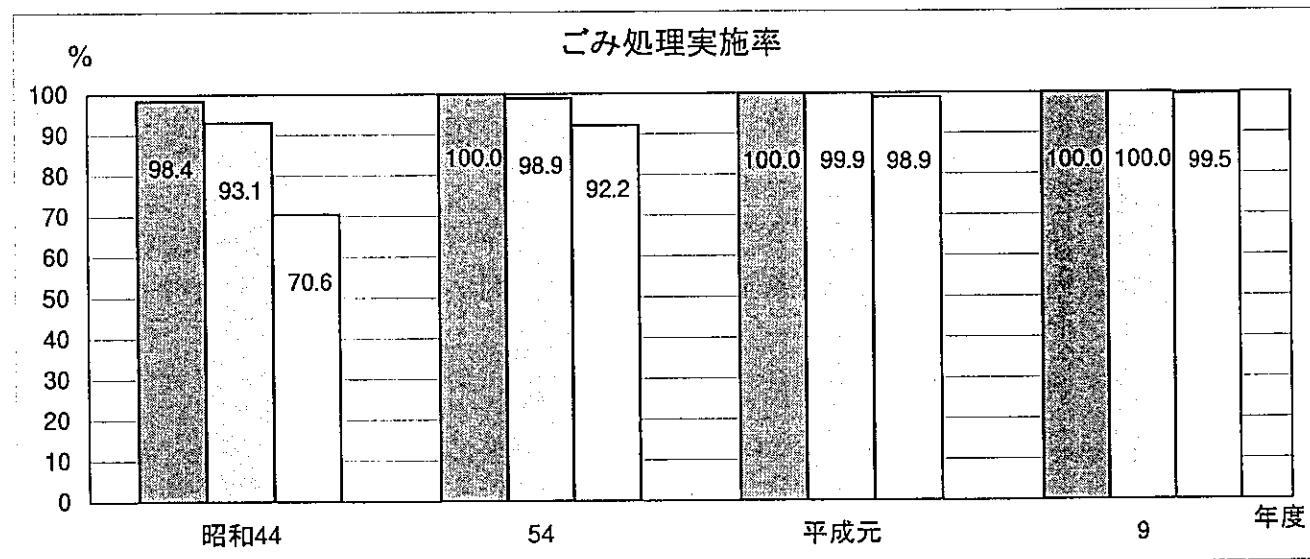
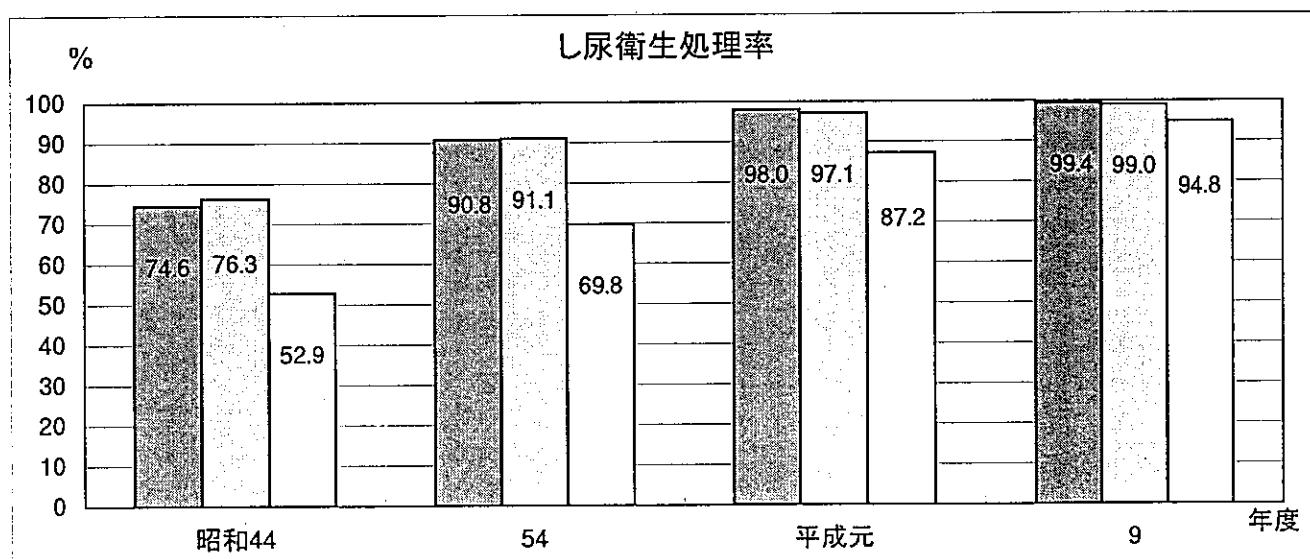
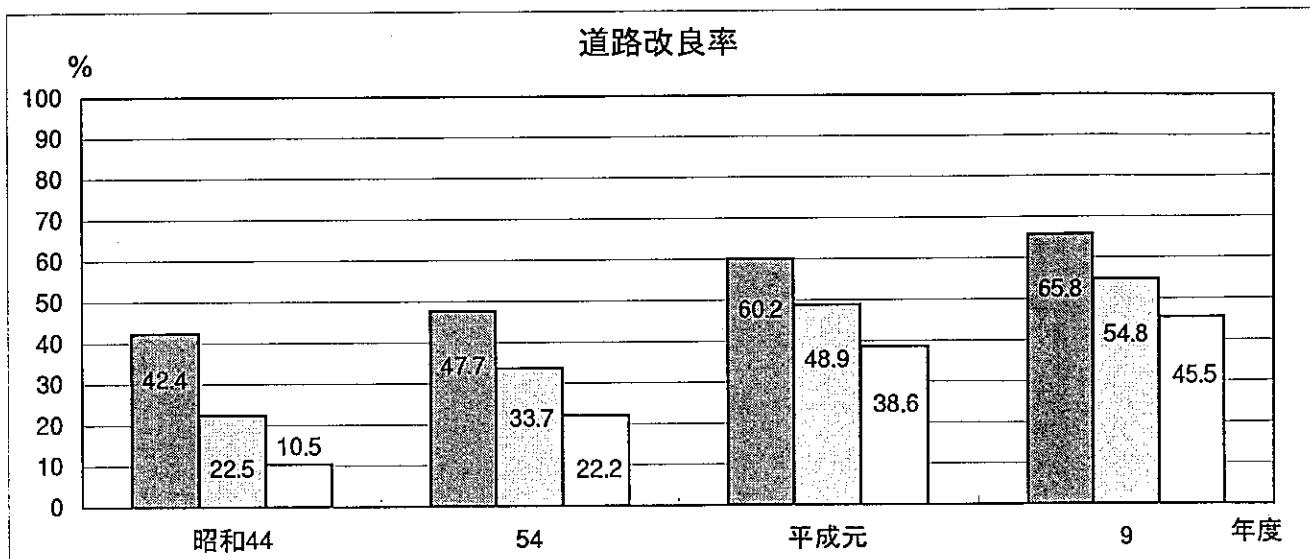
5 ( )は昭和30年度を100とした数値である。

## 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その1）

■ 人口50万以上の市(特別区含む)

□ 人口5万以上50万未満の市

△ 上記以外の市町村

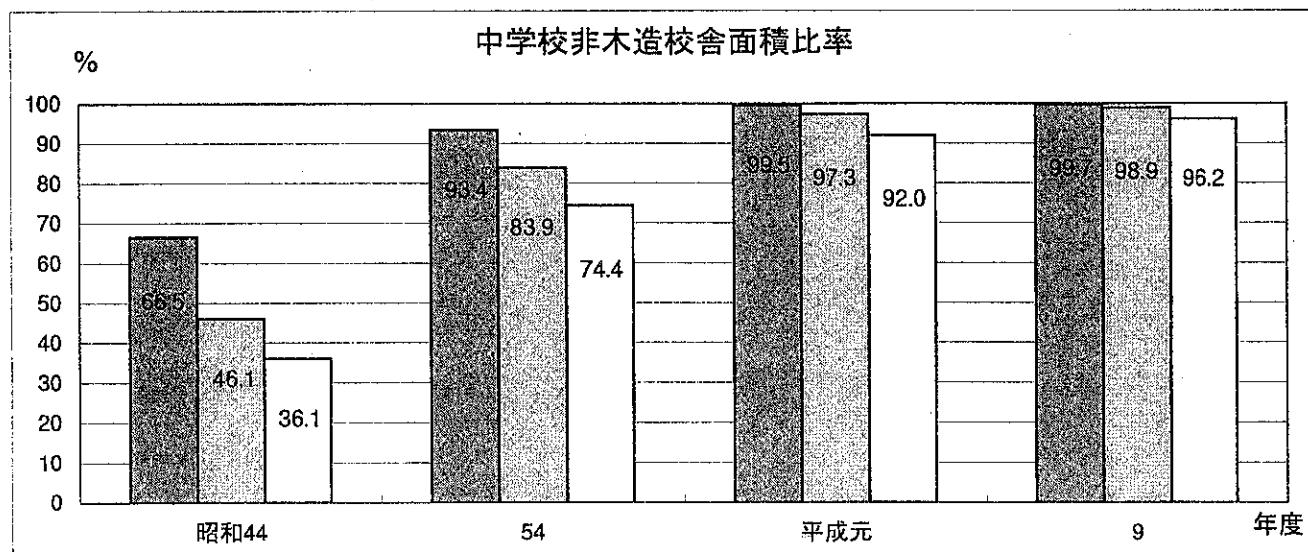
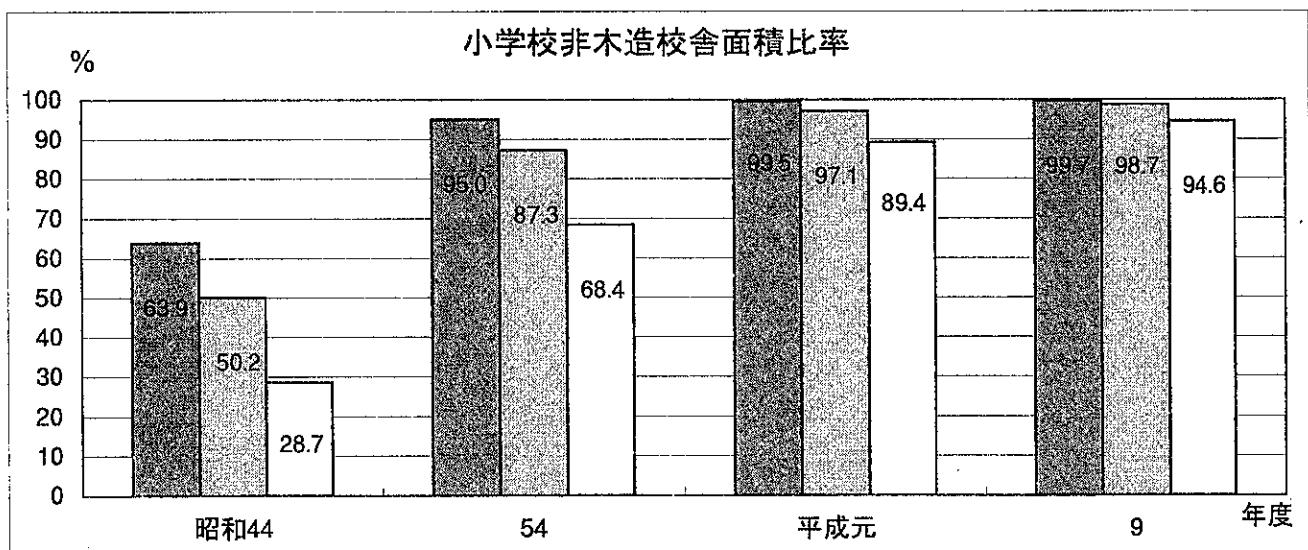


## 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その2）

■ 人口50万以上の市(特別区含む)

□ 人口5万以上50万未満の市

□ 上記以外の市町村



(注) 各年度とも「公共施設状況調（自治省財政局）」による。なお、各比率は、次の計算式によって算出したものである。

- ・ 道路改良率=改良済延長(m)／実延長(m) × 100
- ・ し尿衛生処理率=(下水道マンホール投入+処理施設処理+下水道放流+し尿浄化槽)処理量(kl)／年間総排出量(kl) × 100
- ・ ごみ処理実施率=ごみ処理人口(人)／処理計画人口(人) × 100
- ・ 小・中学校非木造校舎面積比率=非木造校舎面積(m<sup>2</sup>)／校舎面積(m<sup>2</sup>) × 100

## 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

### ・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 稅 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合算額
イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額

### ・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要										
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	<p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者          ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者          (②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。)</p>										
イ 均等割が非課税とされる者	<p>① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者</p> <p>一定の基準 = <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{人} \end{array} \right\}</math></p> <table border="1"> <tr> <td>35 万円</td> <td>生活保護基準の級地区分の1級地</td> <td rowspan="3">+</td> <td>19 万円</td> </tr> <tr> <td>31.5万円</td> <td>" 2級地</td> <td>17.1万円</td> </tr> <tr> <td>28 万円</td> <td>" 3級地</td> <td>15.2万円</td> </tr> </table> <p>(注) 点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。</p> <p>② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者</p>	35 万円	生活保護基準の級地区分の1級地	+	19 万円	31.5万円	" 2級地	17.1万円	28 万円	" 3級地	15.2万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の1級地	+	19 万円								
31.5万円	" 2級地		17.1万円								
28 万円	" 3級地		15.2万円								
ウ 所得割が非課税とされる者	<p>総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下の者</p> <p>総所得金額等の金額 <math>\leq 35\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} (+ 32\text{万円})</math></p>										

## 平成11年度分個人市町村民税の納稅義務者の状況

(単位：万人、%)

所得割の納稅義務者	A (B+C)	5,232 万人
うち 所得割及び均等割の納稅義務者	B	4,348 万人
所得割のみの納稅義務者（生計同一の妻）	C	884 万人
うち 所得税の納稅義務を有しない者	D	233 万人
同上の比率	D/A	4.5 %
均等割の納稅義務者	E (F+G)	4,679 万人
うち 均等割及び所得割の納稅義務者	F	4,348 万人
均等割のみの納稅義務者	G	331 万人

「平成11年度市町村税課税状況等の調」（自治省税務局）による。

# 税調答申の主要指摘事項（個人住民税関係）

## 1 個人住民税のあり方

### 【5年中期答申】

- ・ 個人住民税は、地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担を分任するという性格を有する税として、引き続き地方税体系の中で基幹的な地位を占めるべきものである。

### 【11年度答申】

- ・ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっていることなどを十分踏まえて検討を行う必要があると考えます。

## 2 課税最低限

### 【61年抜本答申】

- ・ 個人住民税の課税最低限については、地域社会の費用を住民が広く負担するという住民税の性格からして、所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるので、所得税の課税最低限と一致させる必要はないと考えられる。

## 3 人的控除

### 【61年抜本答申】

- ・ 個人住民税における特別な人的控除等の各種所得控除については、住民税の負担分任の性格等から基礎的な人的控除と同様、所得税と一致させる必要はないと考える。

## 4 税率構造

### 【63年中間答申】

- ・ 個人住民税は、所得税との比較において、地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格を有すること、個人所得課税に求められる所得再分配の役割が相対的に小さいこと等その性格を異にするので、従来からその税率構造の累進度は、所得税と比較して全体として極めて緩やかなものとなつているところである。

## 5 金融関係税制

### 【10年度答申】

- ・個人住民税が非課税となっている株式等譲渡益や割引債の償還差益などの課税の適正化を図るため、利子割方式も参考にしながら検討する必要があると考えます。

## 6 均等割

### 【51年度答申】

- ・個人の均等割については、その税率が実質的には、昭和26年度以来据置かれ、あまりにも少額となっていること、当時に比べて、現在、地方団体の行政サービス水準がはるかに高いものになってきている事情等を考慮するならば、均等割の性格等に照らして、少なくとも、その後における物価水準の変動を考慮した見直しを行うことが必要であると考えられるので、次のとおり税率を引き上げ、その是正を行うべきである。

なお、この場合、均等割のみの納稅義務者のうち低所得者層については、負担の軽減を図るため均等割を課さないこととする措置をあわせ講ずることが適當である。

### 【5年中期答申】

- ・個人住民税均等割の税率については、物価水準等の推移、地域社会との受益関係等を勘案の上、相応の負担水準となるよう、隨時その見直しを行うことが適當である。なお、その場合、市町村の人口規模に応じて標準税率を異にする現行制度のあり方についても、併せて検討すべきである。